



5 運行協定支援事業の創設

- 路線バス事業における令和5年度の収支率は、平均で**約30%**に留まっており、バス事業者における欠損額は、現行の支援制度を活用しても、**1億1千万円余**に達している。

※収支率 = 運賃収入 ÷ 経常経費

※現行の支援事業には、地域間幹線系統補助（国・県）、地域内フィーダー系統補助（国）、
廃止路線代替バス運行費補助金（市）がある

- バス事業者の企業努力と内部補助が限界を迎える中で、このまま新たな対策を講じなければ、路線バスが維持できないことから、**公的支援の拡充**を図る必要がある。





運行協定支援事業の創設

- 路線バスの運行について、上田市とバス事業者との間で **5 年間の運行協定**を締結
- 市は、公的支援の拡充として、路線バスの運行に係る欠損額から国・県補助額を除いた額を**運行協定支援交付金**として支援
- バス事業者は、**5 年間の路線バスの運行を確保・維持**する。
- 本事業の創設とゾーン制運賃の移行により、廃止路線代替バス運行費補助金と運賃低減バス運行事業負担金は廃止

市

公的支援の拡充

運行協定支援交付金の交付



バス事業者

路線バス
運行の確保・維持



持続可能な公的支援の拡充

- 大変厳しい財政下において、財源を確保し、**持続可能**な公的支援の拡充を実現するため、次の戦術を駆使

- ・**利便増進事業の特例措置の活用**

国の補助要件の緩和、補助上限額の引き上げ、他事業の選択肢の拡大など



- ・**特別交付税の活用**

地方バス路線の運行維持に要する経費は、特別交付税の措置（補填）の算定の対象となることから、対象外である運賃低減バス運行事業負担金を運行協定支援交付金に一本化し、対象にする。

